

戦前期出版警察法制下の図書館

——その閲覧禁止本についての歴史的素描——

大 滝 則 忠

目 次

はじめに

I 出版警察法制と図書館

1. 出版警察法制の概観

2. 出版警察法制と帝国図書館

はじめに

人間の思考行動の所産である出版の歴史において、「権力」による文化統制の歴史は、欠くことのできない、ひとつの側面である。そこには、人間の基本的人権としての自由な表現活動の場における、かすかすの受難の例を見出すことができる。そして、「権力」の文化介入という問題は、今日にもなお生きている⁽¹⁾。

ところで、図書館は、文字などで表現された人間の思考行動の所産を、送り手から受け手へと橋渡しするという使命を持っている。この使命からくる「伝達」の機能は、図書館にとって普遍的なものであり、時間、地域、イデオロギーを超越して図書館が持ち続けて来た機能であるといつてよい。

しかるに、図書館が、現に存立する基盤たる社会の中であって、その社会からの制約を受けるかも知れないということは、比較的容易に想像し得ることである。すなわち、その社会に通用する秩序が、ある出版物を図書館から排除すべきことを要求する場合があります。その場合、ある出版物が所蔵されているにもかかわらず、公開の自由な閲覧が禁止さ

3. 公共図書館界の事情

4. ファシズム下の図書館

5. 納本図書の方行

II 帝国図書館における閲覧禁止本

おわりに

れもしくは制限されるという状態が起こるだろう⁽²⁾⁽³⁾。ここに、図書館における「閲覧禁止本」の問題が発生する。

「閲覧禁止本」とは、公共の図書館において、閲覧者が自由に閲覧することを禁じられた図書のことをいう、と一応定義づけることができる。そして、狭義では、その図書館に蔵書としてあるにもかかわらず、一切の閲覧を禁じられている図書を指し、広義では、一般には禁じられているが、ある特定の限定された閲覧者には制限つきの閲覧を許されている、いわゆる「閲覧制限本」たる図書をも含む⁽⁴⁾。

このように考えてみると「閲覧禁止本」の問題は、図書館をとりまく社会秩序と図書館のあり方との関係で、かなり深刻な面を包含しているものであるといえよう。また、この問題の本質には、図書館がその要求を「しかたがないこと」として受入れる受身の立場から、その社会秩序に迎合する能動の立場に転化するかも知れないという点で、きわめて重大な意味が含まれていることが指摘されなければならない⁽⁵⁾。

しかるに、戦前期の出版警察法制下の図書館は、その法制の持つ本質からいって、この

問題についてのひとつの歴史的例証を与えてくれる。戦前期の出版警察法制が生み出したいわゆる「発禁本」のおびただしい累積は、今日のわれわれにとっても、生々しい体験である。本稿では、このような問題の出発点から、戦前期出版警察法制下の図書館についてひとつの素描を試みたい。

ただし、本稿の前提として、つぎのことは記しておかなければならない。すなわち、戦前における出版警察法制の規定は、主として時事に関する定期刊行物を取締る法令の体系と、それ以外の時事を扱わない雑誌、および単行本などの普通出版物を規制する法令の体系との二元的なものから成立していた。この二元性は、最終的には、前者を新聞紙法、後者を出版法として、今次世界大戦による敗戦にいたるまで存続することになる⁽⁶⁾。ところで、本稿で対象としたものは、このような出版警察法制のもとにあって、出版法による規制を受けた普通出版物についてだけである。したがって、この密接不可分の二元性の一方だけを取り上げ分離して対象とすることは、その全体からすれば、一面だけを見ることに終始し、戦前期の出版警察法制下の図書館についての考究も、はなはだ中途半端に終らざるを得ないおそれがある。しかし、その全体をここで扱うことは、定期刊行物の問題が持つ特質からいっても、現在の筆者にとってはなお困難であるので、本稿では、まず、普通出版物の取扱いをめぐる戦前期出版警察法制下の図書館に焦点をあわせて、考察することとした。

注

- (1) 今日における「権力」の主体は、国家だけに限らない。社会におけるイデオロギー統制の要求は、あるいは正式の法的な公権力規制の形態をとり、あるいは自主検閲制度の形姿を採用し、あるいは非

組織的な私的プレッシャーの形式をとるなど、多様化しながら表現の自由の場に侵入しつつあることが指摘されている。奥平康弘「戦前の出版・言論統制」ジュリスト378号(1967) 31頁以下。

- (2) この場合の閲覧の制限は、資料の亡失や損傷を防ぐ目的からの閲覧の制限とははっきり区別されなければならないのはもちろんである。後者は、純粹に図書館の技術的な問題であるからである。
- (3) 佐々木敏雄「禁書・禁書・検閲について」図書館評論3号(1962) 17頁以下。
- (4) 帝國図書館では、かかる図書を「禁閱本」と呼び、後述するように冊子目録上も「禁閱」の朱印を押して抹消していたようである。ところで、「閲覧禁止本」の概念は、「禁止本」のそれと同一ではない。すなわち、「禁止本」とは、出版警察法制のもとにあって流布を禁じられたいわゆる「発禁本」を指すが、「閲覧禁止本」は、蔵書としての「禁止本」のほかに、その周囲のものを含む(または含む可能性のある)ものである。「禁止本」は、英米では prohibited book と呼ばれる(文部省編『学術用語集—図書館学編』1958, 54頁)が、「閲覧禁止本」にぴったりする語はないようである。この意味で、この問題は日本の図書館に固有なものかとも思われるが、ひろく社会的存在としての図書館からは、この問題の存在が理論的に想像できる点であることから、国内はもちろん、外国の図書館でどのようなになっているかが興味深い。なお、米国議会図書館の Delta Collection は「禁閱集書」と呼ばれているが、その内容は、「閲覧禁止本」のとらえる内容と、共通する面もあるが、一致しない。Delta Collection について Library

of Congress, Divisional Manuals No.18
-Rare Books Division (1951) p.44 ;
Library of Congress, Annual Report
1954, p.43 をみよ。

- (5) 「図書館員は、読書の自由を制限しようとする人々にとって主要なものである。公共図書館による図書の購入を検閲する公然とした企ては、従来では比較的少なかった。しかし、そこには公けの注意をひかないし、あまり目につくことではないが、より浸透した図書館員に対する圧迫を想像することは難くない。図書館員は、しだいに、ある特定の種類の図書の購入や閲覧を自発的に削減することによって、公けの論争を避けようとしているということ、これまで推測されてきていることである」 Mckeeon, Mer-
ton and Gellhorn, The Freedom to
Read: Perspective and Program
(1957) p.80 (拙訳)

- (6) この法の二元性は、主として、明治政権確立過程における星雲状態が、印刷物一般についての体系的な法制の制定を妨げ、目前の必要からする散発的な取締り規定を定めるのに終始せしめたのに帰因するといわれる。奥平康弘「検閲制度」講座日本近代法発達史11巻(1967)139頁以下。

I 出版警察法制と図書館

1. 出版警察法制の概観

戦前期出版警察法制の普通出版物に関する基本法は、出版法であった。この法律は、明治26年4月14日法律第15号を以て公布されたが、それ以後、昭和9年に若干の改正が加えられただけで⁽⁷⁾、昭和20年の敗戦による失効に至るまで、半世紀以上の長い間、ずっとそ

の猛威をふるってきたのである。

この出版法は、新聞紙または定期に発行する雑誌を除く、すべての出版物について適用された(法第2条)。

しかるに、その内容で最大の核心をなしていたものは、内務大臣による出版物の発売頒布禁止権であったといえる。すなわち、出版法第19条は、(1)安寧秩序を妨害し、または(2)風俗を壊乱するものと認める⁽⁸⁾文書图画を出版した時は、内務大臣は、その出版物の発売頒布を禁止し、その刻版および印本を差押えることができると規定していた。この権限は内務大臣のいわゆる自由裁量行為に属するもので、ひとたび処分が出されると、その判断の当否についてはもはや裁判所でも争うことができなかつた。このように、内務大臣の行政処分が、司法審査をも完全に排除し、最終的な判断としての強制力を持っていた点に、その特質があった。

そして、あらゆる出版物に対するこのような処分を制度的に可能にし、かつ保障していたのは、同じく出版法によって強制的に義務づけられた納本制度である。出版法は、民間におけるあらゆる出版物について⁽⁹⁾、発行の日から到達すべき日数をのぞいた3日前までに、製本2部を出版届も添えて内務省に納本すべきことを義務づけていた⁽¹⁰⁾(法第3条以下)。この法の強制のもとに、本来自由であるべき出版が、まず発行の際の無届という形式的要件の欠如によって、しばしば非合法出版というレッテルをはられて葬り去られたのである(法第22条以下)。

ところで、出版法による発売頒布禁止処分の権限は、法文上内務大臣に専属すべきものであった。しかしその現実には、内務大臣—警保局長—地方長官—警察部長—保安課長(特高課長)—警察署長—巡査、あるいはより端的には、警保局長—保安課長(特高課長)の

密接な連繋のもとで、第一線の警察官がまず摘発し、末端警察段階で事実上の発売頒布禁止（仮）処分を行ない、事後的に内務大臣の追認という形で処分が慣行であり得たことが指摘される⁽¹¹⁾。このことは、この権限が法文に反して、内務省実は警察の専権であったことを示す。そして、これを支えたものが戦前における中央集権的警察組織であり、その法と組織の実態の総体が、ここに出版警察法制と呼ばれる所以のものであるといえることができる。

しかるに、このような法制は、明治26年の出版法の制定を待って始めて出現したのではなかった。戦前期出版警察法制の序章は、明治新政権の成立と同時に幕が切って落されたといつてよい。当初それは、幕藩体制下の草稿検閲制をそのまま採用した発行に関しての許可主義をとっており、なお著作権に関する規定と混合のうちに立法されていた。そこには、いくつかの布令が出されたが、明治26年以後の法制の原型は、明治8年9月3日太政官布告第135号の出版条例に早くも見出される。すなわち、この年6月に、出版に関する行政事務が文部省から内務省に移管されていたが、この出版条例では、納本先が内務省とされ、発行については従来の許可主義から新たに届出主義へと改正されたのであった⁽¹²⁾。

そして、この法制が以前に含んでいた著作権規定を切り離してほぼ確立したのは、明治20年12月28日勅令第76号をもって公布された出版条例による。これは、明治18年に太政官制度が新しく内閣制度に変わったことに伴って新たに勅令として出されたが、その実は、来たるべき明治22年2月11日の憲法発布を目前にして、既成事実としての出版取締法規を確立する意図のもとに制定されたものといつてよい⁽¹³⁾。かつ、ここで始めて、内務大臣の発売頒布禁止権が明文で規定されることにな

った。このようにして、明治憲法が保障する「著作印行の自由」（第29条）も、それが単に近代憲法としての粉飾にすぎず、後に発生する戦前期出版警察法制の特質として欠かせない法外の強制とあいまって、明治憲法下の名のみ表現の自由の実態が生まれていったといつても決していいすぎではない。

戦前期出版警察法制の基本構造は、概括的にいって以上のものであったといえるが、この問題を見る場合に欠かすことができないことに、この法制が出版法の文字通りの規制方式以外の、いわば法外の方式による強制を伴っていた点がある。また、特にファシズムの進行とともに、固有の出版法制の他に多くの出版特別法を生み出した点も看過できない。前者の代表的なものとして、当該部分の削除処分がある⁽¹⁴⁾。これは、大正末期から昭和初期にかけて、折からの活字文明の爛熟とともに、急増する発売頒布禁止処分に対して、民間からの要望などもあり、経済的損失も大きい全面的な禁止処分ではなく、該当部分の切取削除処分が、この法制に大きな役割を果たすようになったものだといえる⁽¹⁵⁾。後者については、治安警察法⁽¹⁶⁾（明治33年3月10日法第36号）、不穩文書臨時取締法（昭和11年6月15日法第45号）、国家総動員法（昭和13年4月1日法第55号）、言論・出版・集会・結社等臨時取締法（昭和16年12月18日法第97号）などがあつた⁽¹⁷⁾。事実はこのようにして、形式的にでも議会制度のもとで確立せられた「著作印行の自由」がつぎつぎと踏みこまれていったといえる。

このような戦前期出版警察法制の全貌は、敗戦による内務省の解体のためであつて、現在なお解明しつくされていない。今後、この法制と直接間接にかかわりのあつた歴史の証言が待たれる⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。

なお、内務省では、禁止単行本の目録とし

て、『禁止単行本目録』を作成している。それは明治20年から昭和9年、昭和10年から昭和13年、昭和14年から昭和18年と3冊刊行されている⁽²⁰⁾。そこには、明治20年から昭和18年までに発売頒布禁止処分になった出版物が安寧関係と風俗関係に分けて登載されてある⁽²¹⁾。その数は、安寧2,112点、風俗1,539点、合計3,651点にものぼっている。

注

(7) もっとも、審議未了に終わったが、第51議会(大正15年)、第52議会(昭和2年)に、「出版物法案」が上程されるなど、改正の動きはあった。福岡井吉「昭和期『発禁』の概要」小田切秀雄=福岡井吉共編『昭和書籍雑誌発禁年表』上巻(1965)7頁以下。

(8) なにが「安寧秩序妨害の事項」であって、なにが「風俗擾乱の事項」であったかについては、出版警察当局による定式化が試みられていたが、ここでは枚挙にいとまがない。例えば、奥平前掲「検閲制度」171頁および191頁、福岡前掲15頁以下を見よ。

(9) 官庁の出版物については、この点緩和された規定がある(法第4条)。このことは、民間の反政府、反体制的言論を封じることには大きな眼目があった、出版法の本質を示しているといえる。

(10) わが国の納本制度について、例えば桜井保之助「我國の納本制度について」図書館研究シリーズ5号(1961)117頁以下。

(11) 奥平前掲「検閲制度」170頁。馬屋原成男『日本文芸発禁史』(1952)27頁以下。

(12) 戦前の出版警察法制が、許可主義ではなく届出主義を採用していたことは、自由思想のあらわれであるとする見方が戦

前の通説であったし、戦後にもそう解する向きもある。しかし、戦後になって次第に解明されてきているこの法制の実態は、届出主義も許可主義とほとんど変らない本質を持っていたことを示している。

(13) 奥平前掲「検閲制度」146頁以下。

(14) 福岡前掲17頁。

(15) このほか、分割還付制度などがある。しかして、戦前期のいわゆる「発禁本」の総体は、発売頒布禁止処分になったものに限らず、削除処分および分割還付処分に付されたものをも含めて考える必要がある。

(16) 後出の「治警処分」は、この法律の第16条以下の規定によるものであろうか。

(17) また、直接的には出版統制を目指したものではないが、戦争経済体制のもとで物資不足に伴う用紙の統制は、この分野においても強大な力を持ったことが指摘できる。

(18) 内務省警保局では、出版警察実務の資料として『出版警察報』(昭和3年10月創刊。月刊。149号以上は出され、昭和19年まで発行されたことが推定されている)を発行していた。

(19) ここまでの叙述は、上に掲げた文献のほか、つぎを参照した。小林善八編『出版法規総覧』(1929)、榛村専一「出版法」現代法学全集第36巻(1931)、斎藤昌三『現代筆禍文献大年表』(1932)、戒能通孝編『警察権』(1960)、日本書籍出版協会編『日本出版百年史年表』(1968)

(20) 国立国会図書館には、これらの目録のうち、これまで明治20年から昭和9年の分しか所蔵がなかったが、このたび昭和10年から昭和18年分のマイクロ・フィルムが入手された。なお、それによると、

昭和14年から昭和18年のものの発行には、従前からの内務省警保局に加えて、新たに情報局が顔を出している。

(2) 以上のほか、思想関係の発禁本の目録として、文部省教育局編『思想関係発禁図書一覧』（1942）などがある。

2. 出版警察法制と帝国図書館

このような国中のすみずみまでがんじがらめに張り巡らされた出版警察法制のもとにあって、公共の図書館といえども、ひとりその枠外に立つことはできなかった。このひとつの例が、明治43年の大逆事件の影響による出版物弾圧の際に見られる。

この年、5月末からいわゆる大逆事件の検査が始まった。この時期に符節を合わせて、8月1日には、岡田良平文部次官が、全国の図書館から風俗を壊乱し安寧秩序を紊乱する図書を除去すべき旨を、各地方長官に通牒している⁽²²⁾。その際、当時唯一の国立図書館であった帝国図書館では、このような図書の除去について自館の蔵書の中から目録を作成し文部省に上申したことが、つぎのような文書⁽²³⁾（凸版参照）からうかがわれる。（句読点は筆者）

社会主義ニ関スル図書取調書御送付相成正ニ落手致候。此等ノ書冊ハ貴館ニ於テ之ヲ所蔵シ特殊ノ学者等ニ観覧セシムルハ固ヨリ差支ナキモ一般公衆ノ観覧ハ許可不相成様御取計相成度、尚今回御取調相成候以外ニモ同様ノモノ有之候ハ同一ノ御処置相成度候。大臣ノ命ニ依リ此段及御通牒候也。

明治四十三年八月五日

帝国図書館長 田中稻城殿
追テ本文図書ハ閲覧目録ヨリ削除相成度
此段為念申添候也

社会主義ニ関スル図書取調書御送付相成
正ニ落手致候。此等ノ書冊ハ貴館ニ於テ之ヲ
所蔵シ特殊ノ学者等ニ観覧セシムルハ固ヨリ
差支ナキモ一般公衆ノ観覧ハ許可不相成
様御取計相成度、尚今回御取調相成候以外
ニモ同様ノモノ有之候ハ同一ノ御処置相
成度、大臣ノ命ニ依リ此段及御通牒候也。
明治四十三年八月五日

文部省専門学務局長 福原録二郎
帝国図書館長 田中稻城殿

追テ本文図書ハ閲覧目録ヨリ削除相成度、
此段為念申添候也。

続いて、同年9月に入り、今度はこのような図書について、明治32年頃発行されたものまでに遡って内務大臣による発売頒布禁止処分が行なわれた。当時の文部省から帝国図書館あての文書はつぎの通りである。

出版物発売頒布禁止又ハ差押処分ニ関シ内務省ヨリ別紙写ノ通り通牒有之候間此段及移牒候也。

明治四十三年九月十三日

また、

左記出版物ハ内務大臣ニ於テ安寧ヲ妨害スルモノト認メ、出版法第十九条ニ依リ発売頒布禁止及刻版並印本差押処分相成候処、右ハ官報ニ掲載不相成候ニ付御了知ノ上、右出版

物ハ一般公衆（学生，生徒）ノ閲覧ニ供セサル様御取締相成度此段申進候也。

明治四十三年九月二十一日

いずれも、内務省の処分を帝国図書館に伝えたものであるが、特に後者の通牒に「右ハ官報ニ掲載不相成候ニ付」とあるのは注目に値する。すなわち、内務省は発売頒布禁止処分につき、従来は「告示」の形をとって官報に掲載していたが、この頃からはその掲載をやめて、「内務省訓」や「内務省秘」として秘密裡にかかる行政事務を行なうこととなったことを示している。このことは、敗戦までその実態が一般に知らされず、今もって明らかに知りつくすことができない戦前期出版警察法制の持っていた特質の一端をあらわにしているといえる⁽²⁴⁾。

さて、上の例に見られるように、帝国図書館はその監督官庁であった文部省を通じて、内務省の処分の通牒を受けることになっていた。この文部省からの通牒は、明治43年当時は文部省専門学務局長名でなされているが、大正2年中頃から文部省普通学務局長名に変わり、大正12年頃までこの形は続いている。

文部省からの通牒は、謄写版やコンニャク版によって一定の書式が既に作られており、内務省から処分の通牒があった際に、必要事項だけが記入されて帝国図書館に送付されていたことが、現存する文書から知ることができる。その書式はつぎの通りであった。

左記出版物ハ内務大臣ニ於テ風俗ヲ攘乱スル〔安寧秩序ヲ妨害スル〕モノト認メ、出版法第十九条ニ依リ発売頒布禁止及刻版並印本差押処分相成候旨、内務省ヨリ通牒有之候間此段及通知候也。

年 月 日

文部省専門〔普通〕学務局長名

帝国図書館長 殿

大正12年終り頃になると、この通牒は、内務省警保局長から文部省普通学務局長あての文書についての帝国図書館長の供覧という形で行なわれている。すなわち、この文書も謄写印刷されており、文面はつぎのようなものであった。

内務省秘第 号

年 月 日

内務省警保局長

文部省普通学務局長殿

出版物発売頒布禁止ノ件通牒

左記出版物ハ内務大臣ニ於テ風俗ヲ攘乱スル〔安寧秩序ヲ妨害スル〕モノト認メ、本日本出版法第十九条ニ依リ発売頒布禁止及刻版並印本差押ノ処分相成候也。

記

この文書上には、文部省の普通学務局長、図書局長、東京博物館長および帝国図書館長などが供覧済の印を押している。

ところが、昭和5年になると、発信人が文部省社会教育局庶務課長となって、つぎのような書式の通知が行なわれるようになる。

年 月 日

文部省社会教育局庶務課長名

帝国図書館長殿

出版物発売頒布禁止ノ件

左記出版物ハ内務大臣ニ於テ
ト
認メ 月 日出版法第十九条ニ依リ発売頒布禁止及刻版並印本差押ノ処分相成タル旨内務省警保局長ヨリ通牒アリタルニ付此段依命通知ス。

記

しかるに、昭和8年になると、『出版物行政処分月報』が内務省警保局から発行され、発売頒布禁止処分、削除処分等の通牒を送付して来ている⁽²⁵⁾。

その後、昭和15年になると、この『月報』は、『検閲週報』となる。これも、謄写印刷されたものであり、帝国図書館では、上野警察署から2部受けとっていた⁽²⁶⁾。

注

(25) 前掲『日本出版百年史年表』 27頁。

(26) 国立国会図書館に現存する帝国図書館時代の検閲関係通牒の綴による。以下この種で特に引用がない限りこれによる。

(27) 奥平前掲「戦前の出版・言論統制」 35頁。

(28) この『月報』がどのルートから帝国図書館に送付されたかは、明らかでない。なお、この『月報』は、主に各地方長官にあてた印刷物であったようである。

(29) 現存している『『検閲週報』処理要領』という当時の担当者のメモによる。また同メモには、『『検閲週報』二関スル処理ハ『出版検閲処分二伴フ図書処理要領』ニ基キ之ヲ実施スルモノトス』とある。これから帝国図書館に『出版検閲処分二伴フ図書処理要領』なるものがあつたことがわかるが、残念ながら筆者は確認することができなかった。

3. 公共図書館界の事情

帝国図書館には、現存する記録を見る限りでは、少なくとも明治43年以降当局からの処分の通牒がもたらされていたことが明らかであるが、この点、他の公共図書館では当初、かかる処分の通牒が日常的にもたらされることはなかったようである。

例えば、昭和8年5月の日本図書館協会主催第27回全国図書館大会において、折からの

発禁処分の増加にあいまって、富山市立図書館長菊盛永造は、「発売禁止図書速報」と題するつぎのような提案をしている⁽²⁷⁾。

「近頃思想問題、風教問題に関連し発売禁止図書が非常に多くなった。図書館に於ては良書を選択するに努めてゐるが、時折り発売禁止になってゐるものがある。愈々内務省納本月報、東京堂月報にて見る頃にはもう一月も過ぎてゐることもある。又警察から発売禁止の雑誌図書没収に來られることもある。かかる状態では図書館の權威に関する。社会教育家の中心なる図書館員は警察よりも早く或はそれと同時に発禁図書の内容と理由を知りたいと思ふ。或は内務省と文部省と協定されて全国図書館に速かに通知願ひたい⁽²⁸⁾」⁽²⁹⁾

この提案を契機として、続く昭和9年になって長野県立長野図書館長乙部泉三郎は、この問題についての意見をのべている。それによると、発禁物を速知することは、深刻な問題であるが、内務省から各府県警察部に発禁処分の都度速報されることから、昭和8年春頃からは中央図書館として県警察部と連絡をとって、その都度その通知を受ける方法をとっていたということである⁽³⁰⁾。

このような処置が、便宜的にも全国的にひろく行なわれていたであろうことは推測できる⁽³¹⁾⁽³²⁾。

注

(27) 『図書館雑誌』 164号 (1933) 169頁。

(28) 昭和8年という年は、図書館界においても中央図書館制度などを骨子とした改正図書館令が出たりして、全国的統制が制度として整えられた時期である。

(29) 时期的に少々前後するが、この時期の末端警察における発禁本に関する執務心得の例は、つぎのようであった。「図書館、汽車、汽船、待合所、其ノ他一般公

衆ノ閲覧用トシテ備付タル出版物ニシテ
発売頒布禁止差押処分ニ付セラレタルト
キハ管理者又ハ所有者ニ対シ発禁処分ニ
付セラレタル旨諭示シ可成任意提供セシ
メ又ハ撤去セシムベシ」(昭和10年8月
13日岩手警内訓第2号「特別高等警察執
務心得」第116条) 奥平前掲「検閲
制度」196頁。

- (9) 乙部泉三郎「発禁物と公共図書館」図
書館雑誌 173号(1934) 105頁以下。
(10) 戦前期の出版警察法制と図書館との関
係についての当時の文献は、非常に少な
い。『図書館雑誌』には、その創刊以来
確認できる限りでは前注のものも含めて
4度しか顔をだしていない。なお、『図
書館雑誌』200号(1936) 186頁、『同誌』
213号(1937) 272頁。
(11) 『千代田図書館八十年史』(1968)中
「戦時下の駿河台図書館」の項には、納
本制度検閲制度の変遷について主として
図書館側から見た立場での、詳細な非常
に貴重な叙述がある。同書171頁以下。

4. ファシズム下の図書館

日本におけるファシズムは、昭和10年代に
入って、ますますその本質をあらわしてく
る。昭和11年6月に世論の反対⁽³³⁾を押切っ
て「不穩文書臨時取締法」を公布施行したの
に続いて、ついに昭和15年7月になって、内
務省は左翼的出版物の一掃を期して、岩波書
店、日本評論社、平凡社その他30余社の出版
物130点を発売頒布禁止処分にし、同時に発
行所および新古書店を一斉に臨検して左翼関
係書の現品ならびに紙型の押収その他の処分
を強行した⁽³⁴⁾。また、同年9月には、内務省
警保局検閲課は、この月現在の「左翼出版物
治警処分台帳」を作成して処分につき検討を
開始し、翌昭和16年3月になって、新旧459

点の左翼関係出版物を発禁処分にした⁽³⁵⁾。
そして、この体制の嵐は、敗戦による終結ま
で何等の歯止めなく吹き荒れることとなる。
この間、一度は検閲を通して世に出ることが
できた出版物も、取締りの対象となり、こと
に左翼関係の出版物はことごとく抹殺されて
しまったといえる。

ところで、この時期の図書館は、かかる情
勢のもとにあつてその加担を余儀なくされて
おり、帝国図書館の場合も、蔵書中から該当
出版物の目録を作って当局に提出していたこ
とがつぎの文書からうかがい知れる⁽³⁶⁾。

上特高第八八五号

昭和十九年八月二十九日

上野警察署長

帝国図書館長殿

出版物治警処分ニ関スル件

昭和十五年七月中出版物一斉調査ニ際シ左
翼的論調多キ出版物トシテ御高配相煩摘出シ
置キタル貴館蔵書ニ関シテハ其後稟議シタル
結果左記ノモノヲ除キ他ハ悉ク治警処分ニ附
スベキ旨検閲課ヨリ本日指示アリタルヲ以テ
一般ノ閲覧ヲ禁止ノ上別途保管相成度此段及
通報候也。

記(略)

この時処分を受けた帝国図書館の図書は、
リストによれば235点あり、最も古いところ
では大正9年3月31日受入れのものもあるが
大部分は昭和1ケタに受入れたものである。
また、当時の帝国図書館の事務担当者が、こ
の間の事情についてつぎのような注記を残し
ていることは興味深い⁽³⁷⁾。

「昭和19年春、大量にのぼる発禁処分本の
通報ありたるに因り、同様の趣旨より見て上
記通知なきも禁閲処分に附するを可と決め、
蔵書中より摘出しありたるものを、上野警察

署特高〔某〕氏之を檢閲，目録に書きあげ，警視庁に伺出せられし処，一部（8冊）を除く全部警視庁より治警処分に附せられたる旨通報に接したるものなり。よって発売禁止本として取扱ふことを要す。」

また，この時期には，いわゆる「檢閲の窓口」が増加し，とくに防諜や戦意高揚などの名目による憲兵の干渉が厳しくなつて，図書館に閱覽禁止の本が生まれたという記録が，「図書館史」⁽³⁸⁾に残っている。

注

- (3) 例えば『朝日新聞』昭和11年5月19日社説「不穩文書と総動員秘密」
- (4) 前掲『日本出版百年史年表』昭和15年7月10日の項。
- (5) 同前注，昭和15年9月10日，昭和16年3月7日の項。
- (6) 駿河台図書館でも，これと同じような取扱いがあつた。前掲『千代田図書館八十年史』196頁以下。
- (7) 注(3)の綴の中に入つていて，当時の担当者のメモによる。
- (8) 県立長野図書館『県立長野図書館三十年史』（1959）83頁。成田図書館『成田図書館周甲記録』（1961）169頁。前掲『千代田図書館八十年史』202頁以下。

5. 納本圖書の行方

前述のように，戦前期出版警察法制と密接な関連をもつ納本制度による納本は，明治8年出版条例以後，製本2部と義務づけられていた。

この納本2部のうち，1部（正本）については檢閲の用に供したあとは，内務省において永久保存されるのが建前であつた。しかるに，その他の1部（副本）については明治8年に当時納本事務の所轄庁であつた文部省准刻課において，当時の国立図書館であつた東

京書籍館に回付することを決定している⁽³⁹⁾。その後納本事務の所轄が内務省に変わつて，東京書籍館も東京図書館，帝国図書館と変遷したが，この回付の措置は敗戦によって内務省が解体するにいたるまで続いてとられていた。

それでは，正本1部は内務省においてどのように保管されていたか。それは明治8年に図書寮，明治9年には図書局，明治17年5月には「千代田文庫」を設置して保存するようになっていた。ところが，この内務省保存本の大多数は大正12年9月の関東大震災によって焼失してしまふことになつた。ところで，内務省は正本1部について「内務省委託本」という形で市立図書館に払い下げを行つてゐる。駿河台図書館では少ない年で約3千冊多い年で約6千冊程度を，毎年委託されており委託本がその蔵書の相当部分を占めていたという⁽⁴⁰⁾。これから察すると，この内務省委託本の制度は，一般図書についてはかなり広範に慣行化してゐたものとみられる⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾。

注

- (9) 前掲『日本出版百年史年表』53頁。なお，岡田温「旧上野図書館の収書方針とその蔵書」図書館研究シリーズ5号（1961）202頁。
- (10) 前掲『千代田図書館八十年史』の183頁以下。
- (11) この制度が，いつから始まつたかは不明である。
- (12) 発売頒布禁止処分等を受けた図書についても，内務省委託本としたかは疑わしい。後述するように，震災以後は発売本でもその副本は帝国図書館に回付されたが，正本は内務省が依然保存してゐたものと思われる。内務省本の多くは敗戦後にGHQ—WDC（ワシントン・ドキュメント・センター）—LC（米国会会図

書館)という経路をたどっている。鹿野政直「アメリカ国会図書館収蔵の日本関係文書について」史観73冊(1966)95頁以下。福岡前掲『下巻(-)』(1967)6頁。

II 帝国図書館における閲覧禁止本

帝国図書館は、前述したように、出版法によって納本された出版物2部のうち1部について、内務省から交付を受けることになっていた。帝国図書館では、それらを「内交」本と呼んでいたが⁽⁴³⁾、かかる「内交」本は、この図書館の蔵書の基本的な構成において、重要な要素を持っていたといつてよい。

しかるに、出版警察法制下で処分を受けた出版物についての帝国図書館の取扱いはいどのようであったか。

これについて、帝国図書館の蔵書としての「発禁本⁽⁴⁴⁾」の内容と、その取扱いの概要は以下の通りであったことが推定される。

前述した通り、出版物が発売頒布禁止等の処分を受ける場合をその時期で分けると、(i)納本後、発売前に処分を受ける場合と、(ii)いったん発売を許された後、事後的に処分を受ける場合とがあった。そこで、帝国図書館の「内交」本には、発禁本も含まれていたかであるが、結論的にいうとつぎのようになる。(i)については、当初発禁本は交付されることはなかったが、後に昭和期になってからは発禁本についても交付を受けることになった。(ii)については、すでに交付を受けもしくは寄贈、購入等で収集していた場合、大方は「保留本」として図書館において別途保存がなされたようである。

帝国図書館に受入れられた蔵書としての発禁本は、その発生原因とその時期的な原因により、取扱いの上で種々の差異があった。しかし、つまるところ共通することは、すべて

の発禁本は、ひとつの図書館の判断をはるかに超えた次元での出版警察法制の与える強制のもとに、閲覧禁止本として、今次敗戦までまったく秘密裡に処理され、その存在だけをようやく保ってきた点にあるといえる。

帝国図書館が所蔵していたかかる閲覧禁止本の種類と、その実態はつぎの通りである。

(1) 禁函

一度図書館資料として受入れられ、排架記号を与えられた後に、内務大臣による処分を受けた出版物について、当局からの通牒により、原函架から引き抜いて別置隔離した図書群である。

これらの図書には、従来の函架番号(請求記号)のほかに、「禁=○番」という新たな番号が付与され、ラベルの上に表示されていた。「禁函」図書の分の閲覧用目録(冊子目録およびカード目録)は、処分の通牒があった時に削除もしくは除去されてしまい、閲覧者はかかる図書をいっさい閲覧することができなかつたと思われる。

「禁函」図書の目録としては、帝国図書館の事務担当者の作成にかかる『発売禁止・閲覧制限図書函号目録』がある。この目録には「禁」の図書番号順に、書名、著者名、受入年月日、冊数が記載され、各備考欄には原函架番号および処分年月日が記入されている。

「禁函」図書には、前述した大逆事件の影響によって発禁となった図書45点を筆頭に、全部で245点あった。その中には、滝川幸辰『刑法読本』(昭和7年刊)、美濃部達吉『憲法撮要』(大正12年刊等)、河合栄次郎『フェシズム批判』(昭和9年刊)など、歴史的に名高い筆禍事件による受難の書も含まれている。

しかるに、すでに蔵書となっているものに処分がなされた場合、それらの図書の中には上記のように「禁函」として別置隔離保管さ

れたもののほかに、当局によって図書館から没収されることもあったのではなからうか。この間の事情について、岡田温元帝国図書館長（昭和21年5月31日—昭和23年5月31日）は、つぎのように書いている⁽⁴⁵⁾。

「——しかし既に上野図書館へ交付された以後において、禁止、削除その他の行政処分を行なわれることも屢々であったが、この時は上野地区の所轄署であった上野警察署から係官が来館して当該図書を没収して行った。しかし私が事務を担当して間もなくの頃からは、図書館から直接内務省に返却すべきことを理由に没収に応ぜず、かといって内務省へも返却せず、密かに館内館長室に厳重に保管していた。——」

後には、後述するように、内務省の了解のもとに発禁本も帝国図書館に保管することになるが、当初においては、図書館が発禁本についても文化財としてできるだけ保管しておくことと腐心していたことがうかがわれる。

(2) 禁安

「禁安」図書とは、発禁本のうちの安寧秩序の紊乱という理由で処分にあったものうちで、内務省から交付があった分について、帝国図書館でそう呼んでいたものである。この点で、つぎの「禁風」図書と性格が同じであるといつてよい。

納本で発禁本となったものは、はじめ一般図書と同じく帝国図書館に交付されることなく、内務省内の特別書庫に収められていた。ところが「大正震災の折、内務省書庫が焼失して発禁本を失ったため、当局が不穏な世情の思想調査に困惑した事例を理由に、発禁本といえども1部は上野図書館に交付して厳重に保管せしめ、万一の際の用に供すべきことを説明して同省の了解を得た。爾来上野への交付後のものはもとより、交付以前に行政処分を受けたものについても正式に上野図書

館に交付されることになった⁽⁴⁶⁾」という。

したがって、「禁安」「禁風」図書の中味は、大正12年以降に処分を受けたものだけである。

「禁安」「禁風」図書は、このように、内務省から帝国図書館に交付された時点では、既に「発禁本」というレッテルが付されていたものである。そして、帝国図書館では、それらを何年に1度か一括して受入れ、独自の書架番号をつけて、一般図書から別置保管していた。それ故に、「禁安」「禁風」図書にあっては、それが蔵書として保管されていることすら、戦前にはまったく閲覧者その他の利用者において知ることができなかったといえる。この点、「禁函」図書の場合は、例えば冊子目録上一応は削除されて、「禁閲」の朱印が押されていたとしても、かかる蔵書の存在がこれから推し知ることができたのに対し、こちらはまったくの抹殺という状態を生じさせていたといえよう。

「禁安」図書の目録には、事務用の『発禁図書函号目録—安寧ノ部』およびカード目録（一部欠）がある。これらの目録によれば、「禁安」図書は1,080点あり、その内容はつぎの通りである。

禁安1（1—778）昭和12年移管・整理分

禁安4（779—831）昭和14年移管・整理分

禁安5（832—955）昭和15年移管・整理分

禁安7（956—1,080）昭和17年移管・整理分

(3) 禁風

「禁風」図書は、上述した「禁安」図書と同一の性質のものであり、その背景も同じである。その差異は、「禁風」図書にあっては処分理由が風俗壞乱である点だけである。

目録には、事務用の『発禁図書函号目録—風俗ノ部』およびカード目録（一部欠）があるが、それによると、「禁風」図書は359点あり、その内容はつぎの通りである。

禁風 1 (1—302) 昭和12年移管・整理分
禁風 4 (303—326) 昭和14年移管・整理分
禁風 5 (327—337) 昭和15年移管・整理分
禁風 7 (338—359) 昭和17年移管・整理分

ところで、以上の「禁函」「禁安」「禁風」として蔵書がある発禁本は、当時処分を受けた発禁本の全体からみれば、どの程度のものであろうか。昭和5年から昭和9年までの5カ年に処分を受けたものについて、数字上の比較してみると、別表のようになる。

この5カ年について、完全なる発禁本すなわち発売頒布禁止処分を受けたものだけに限って言えば、全体の55%である。この数は、やはり戦前期出版警察法制のもとで処分された出版物の全体からは、ほど遠いといわなければならないだろう。(次頁別表参照)

(4) 秘

「秘」図書は、主に昭和17年から19年にかけて納本され、内務省から交付を受けた図書であるらしいが、函架目録等の記録がなく、詳細は判明しない。現在確認できるところ、「秘—90」までであるところから、少なくとも90点以上はあったものと推察される⁽⁴⁷⁾。

(5) その他

帝国図書館の閲覧禁止本は、以上のほかにも若干あったことが、現在残っている資料からうかがい知ることができる。

そのひとつは、和装の「禁閱本」である。これは、江戸時代から明治時代に刊行された写本等の和装本だけの資料群であるが、それが一般図書の函架から別置された理由は不明である。ただ、今推測できることは、刊行年の古さからいって、明治39年帝国図書館が上野に開館した前後には別置され、その内容からいって、風俗関係のものに限られていたようだと見える。このような和装の「禁閱本」は、閲覧用目録(冊子)上は、削除され「禁閱」の朱印が押されていたが、現在知ること

ができる限りでは85点あった。その中には、天和2年(1682)版の『好色一代男』や、貞享元年(1684)版『好色二代男』など、現在では国立国会図書館の貴重書に指定されている図書6点も含んでいた。

そのふたつは、戦時体制下の治警処分後に閲覧禁止になった図書である。前述したように、上野警察署の指示により235点の閲覧禁止本が出ているが、これと前後して、1,248点、前と合せて1,483点のこの種の閲覧禁止本があったことが、当時の記録から知ることができる。これらの閲覧禁止本は、「禁函」と同じ措置をとられて、現物は別排架、目録上は抹消されていた。

(6) 戦後の取扱い

帝国図書館の蔵書の中にあつた閲覧禁止本については、普通出版物に限って言えば、以上の通りであつたようである⁽⁴⁸⁾。それでは、これらの閲覧禁止本が、戦後になっていかに取扱われたかを若干記しておきたい。

戦前期における種々の閲覧禁止本に共通することは、その処分理由が、思想関係か風俗関係かに大きく分かれることである。

そのうち、思想関係で閲覧禁止本となつたものについては、戦後すぐその解除が行なわれた。すなわち、「禁函」については原函架に復し、「禁安」「秘」については、その大部分を戦後再整理し、一般図書の中に排架する措置がとられた。戦争末期の閲覧禁止本も原函架に復したのは当然である。しかし、風俗関係で閲覧禁止本になつたものについては、解除されたものが、むしろ少ない。「禁函」和装の「禁閱本」のように、閲覧用目録にその検索の可能性があるものについては、請求によって閲覧できる。これに対し、「禁風」にあつては、現在の閲覧者にもその検索の途がまったくなく、この点で問題を残しているといえよう⁽⁴⁹⁾。

別表一 発禁本の所蔵状況（昭和5年～昭和9年）

数字は点数を表わす、ただし（ ）内は%

		昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	合計
*普通出版物数の指数（昭2=100）		(113)	(116)	(111)	(120)	(132)	
安 寧	**帝国図書館所蔵	101	112	151	139	76	579
	***『内務省目録』との対照	(63) 95 151	(57) 90 157	(59) 116 197	(47) 82 173	(55) 29 53	(56) 412 731
	****『昭和発禁年表』	153	172	220	259	217	1,021
風 俗	帝国図書館所蔵	41	26	26	35	28	156
	『内務省目録』との対照	(53) 36 68	(44) 24 54	(53) 26 49	(55) 26 47	(44) 7 16	(51) 119 234
	『昭和発禁年表』	78	51	44	51	60	284
合 計	帝国図書館所蔵	142	138	177	174	104	735
	『内務省目録』との対照	(60) 131 219	(54) 114 211	(58) 142 246	(49) 108 220	(52) 36 69	(55) 531 965
	『昭和発禁年表』	231	223	264	310	277	1,305

* 普通出版物数量は、日本書籍出版協会編『日本出版百年史年表』1065頁による。なお、昭和2年は、19,967点である。

** 「禁安」「禁風」図書に、「禁函」のうちの若干を加えた数（各目録の処分年月日によって集計）

*** 下段は内務省『禁止単行本日録』（自明治20年至昭和9年）掲載の発禁本（削除等の処分を含まない）数、上段は、それと対照した場合、重複してあった帝国図書館所蔵本の数。（ ）内は上段数÷下段数×100=所蔵率（%）を示す。

**** 小田切=福岡編『昭和書籍雑誌新聞発禁年表』の単行本の欄に掲載の発禁本（削除等の処分を含む）数。

注

- (43) 岡田前掲202頁。
- (44) 以下の記述では、発売頒布禁止処分を受けた出版物だけに限らず、広い意味で削除処分、治警処分等を受けた出版物をも含めて、単に「発禁本」と呼ぶことにする。
- (45) 岡田前掲 203 頁。なお、館長の在職年月日は、『上野図書館80年略史』(1953) 135頁による。
- (46) 岡田同前注。
- (47) なおこの多くは、出版法第4条によって納本された官庁出版物であり、防諜等の理由でこのような措置をとられたものらしい。
- (48) 戦前期のこのような閲覧禁止本の目録が、今後翻刻されれば、一時代の歴史を実証するものとして有意義であり機会が待たれる。
- (49) 現在でも目録の準備さえあれば、「禁風」の函架番号をそのまま用いて、出納は可能であろう。

おわりに

これまで、戦前期出版警察法制下の図書館における閲覧禁止本について、若干の史的素描を試み、その問題の一隅を垣間見て来た。そこには、当時の図書館が、その基盤とする社会の激動の中にあって、密接かつ深刻にその動きに対処していかなければならなかったひとつの状況を見出すことができる。

戦前期図書館における閲覧禁止本のもっとも大きな特色は、上に述べたように、その背景として出版警察法制という強制力がひかえていた点にある。出版警察法制のかかる強制力は、明治政権確立以来、一貫して権力によって付与され、その意味では正式な法秩序を

形成していた。そのもとにあって、図書館という場でも、近代国家における市民生活のもっとも基本的な自由権のひとつが制限される歴史的実事があったということは、不幸なことだったといえよう。

ミルトン (Milton, J., 1608~1674) は、その『許可なくして印刷する自由のためにイギリス国会に訴うる演説』の中で、つぎのように言っている⁽⁵⁰⁾。

「たとえ教義のありとあらゆる風に勝手に地上を吹きまくらせても、真理がその場にある限り、我々が検閲や禁止などによってその力を疑うのは不当である。真理と虚偽を組打ちさせよ。自由な公開の勝負で真理が負けたためしを誰が知るか。真理よっての論駁こそ、最善の最も確実な禁遏である」

注

- (50) ミルトン、上野精一=石田憲次=吉田新吾共訳『言論の自由—アレオパヂェイカー』(1953) 65頁。

付記 本稿をまとめるにあたって、閲覧部図書課をはじめ、館内外の多くの方々のお世話になった。深謝申し上げる次第である。

「閲覧禁止本」の問題については、まことに試論的なものであって今後さらに、戦後をも含めてその現象面、理論面を深めて発展させる必要があると考えている。なお一層の御教示を切にお願いしつつ、本稿の筆をおく。

(おおたき・のりただ：参考書誌部一般参考課)